

施策名：国際法の形成・発展に向けた取組

個別分野2：政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

中期目標

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化

- 物品役務相互提供協定（ACSA）：令和3年7月にインドとの間で発効、令和6年1月にドイツとの間で署名した。
- 防衛装備品・技術移転協定：令和3年9月11日にベトナムとの間で、令和4年5月2日にタイとの間で、同年12月19日にはスウェーデンとの間で、令和5年5月25日にアラブ首長国連邦との間で、同年6月3日にはシンガポールとの間で署名（アラブ首長国連邦以外との協定はいずれも署名日と同日に発効。アラブ首長国連邦との協定は令和6年1月9日に発効）。令和5年4月にバングラデシュとの交渉開始を発表。
- 政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する交換公文：フィリピン（令和5年11月3日）、バングラデシュ（同年11月15日）、マレーシア（同年12月16日）、フィジー（同年12月18日）との間で締結した。
- 情報保護協定：令和4年4月にニュージーランドとの間で、同年10月にはカナダとの間で、令和6年2月にはウクライナとの間でそれぞれ正式交渉の開始を発表し、締結に向けた交渉を行っている。
- 部隊間協力円滑化協定（RAA）：令和5年8月にオーストラリアとの間で、同年10月に英国との間で発効した。同年11月にフィリピンとの間で交渉開始について一致した。
- 在日米軍駐留経費負担に係る特別協定：令和3年3月に改正議定書が発効し、特別協定の有効期間を令和4年3月末まで1年間延長した上で、令和4年1月には新たな特別協定に署名し、同年4月に発効した。
- グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（GIGO）設立条約：令和5年12月14日に英国及びイタリアとの間で署名した。

（参考）外務省ホームページ国会提出条約・法律案 [（詳細）](#)

今後の方向性

- 日本の外交活動の法的基盤を強化するため、安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化

- 原子力協定：令和3年9月に英国との間の協定を改正する議定書が発効した。
- 刑事共助条約：令和4年8月にベトナムとの間で発効し、令和6年1月にブラジルとの間で署名した。令和5年5月にカナダとの間で正式交渉の開始について一致し、締結に向けた交渉を行っている。
- サイバー犯罪に関する条約：令和4年5月にサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書に署名し、令和5年8月に同条約を締結した。
- 特権・免除協定：令和3年8月に日・OECD特権・免除に関する改正交換公文が発効したほか、令和4年8月に2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定が発効した。

今後の方向性（続）

- 日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいく。



評価結果

政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施を通し、日本の外交活動の法的基盤を強化することができた。特に、オーストラリア及び英国との間で、部隊間協力円滑化協定を発効することができた。また、令和5年度に導入されたOSAについて、フィリピン等4か国との間で交換公文を締結し、進展を図ることができた。



次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

諸外国及び国際機関との間で、政治・安全保障分野における国際約束の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。